西宮市立高等学校授業料等減額・免除事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、西宮市立高等学校授業料等の減額・免除の事務について必要な事項を定める。

（減額・免除対象者）

第２条　授業料の減額･免除の対象者は、西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（以下、「規則」という。）第２条第１号から第３号に該当する者とし、別に定める減免基準に該当する者とする。なお、規則第２条第１号に定める、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認める者の中には、生活保護世帯は含めない。

２　入学考査料及び入学料の免除の対象者は、規則第４条に該当し、次の各号のいずれかに該当することとなった者及びその子弟で、西宮市立高等学校への転入学を希望する者とする。

（１）住居が全壊又は半壊

（２）住居が全焼又は半焼

（３）住居が床上浸水

付 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。